

意見公募手続実施概要

（様式１）

案 件 名	四 條 畷 市 教 育 大 綱（原 案）
趣 旨 ・ 目 的	本市がめざす教育理念や方向性を示した教育大綱は、令和３年度から令和７年度を計画期間としており、今年度末で計画期間の期限を迎えます。総合教育会議等での協議・調整を経て、令和１３年度末までの教育の方向性を示す四條畷市教育大綱（原案）を作成しましたので、市民の皆さんの意見を募集します。
意 見 募 集 期 間	令和７年８月１５日（金）～令和７年９月１６日（火）
公 表 案 ・ 資 料 等	教育大綱（原案）
対 象	市内在住・在勤・在学の人及び市内事業所を有する個人及び法人並びに、利害関係者
意 見 の 提 出 先	【担当課】 秘書政策課 【所在地】 〒575-8501 四 條 畷 市 中 野 本 町 １－１ 【電話】 072-877-2121、0743-71-0330（内線３１１、３１５） 【FAX】 072-877-2074 【メール】 hisyo@city.shijonawate.lg.jp
意 見 提 出 方 法	意見書に<u>案件名・住所・氏名・電話番号を記載（必須）</u>の上、次の方法で提出してください。 ●書面を持参 ●郵送 ●FAX ●電子メール
注 意 事 項	・提出された意見は公表します（個人情報等に該当する部分を除く）。 ・意見に対して、市は個別には回答しません。 ・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・賛否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が２枚を超える場合は、意見の要旨をつけてください。